

# 大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

# **1. 基本的な考え方**

- (1) 基本方針の策定**
- (2) 公募の開始予定**
- (3) 認定の申請主体**
- (4) 選定のプロセス**
- (5) 審査の方法・体制**
- (6) 支援対象大学の数**

# **2. 支援対象大学の要件等**

- (1) 総論**
- (2) 国際卓越研究大学の認定に必要な要件**
- (3) 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の記載事項**
- (4) 大学ファンドから国際卓越研究大学への支援の考え方**
- (5) 大学ファンドへの資金拠出**
- (6) 支援期間・モニタリング・評価等**

# 国際卓越研究大学の 将来像 (イメージ)

大学ファンドによる支援を通じて、  
日本の大学が目指す将来の姿

- 世界最高水準の研究環境（待遇、研究設備、サポート体制等）で、世界トップクラスの人材が結集
- 英語と日本語を共通言語として、海外トップ大学と日常的に連携している世界標準の教育研究環境
- 授業料が免除され、生活費の支給も受け、思う存分、研究しながら、博士号を取得可能



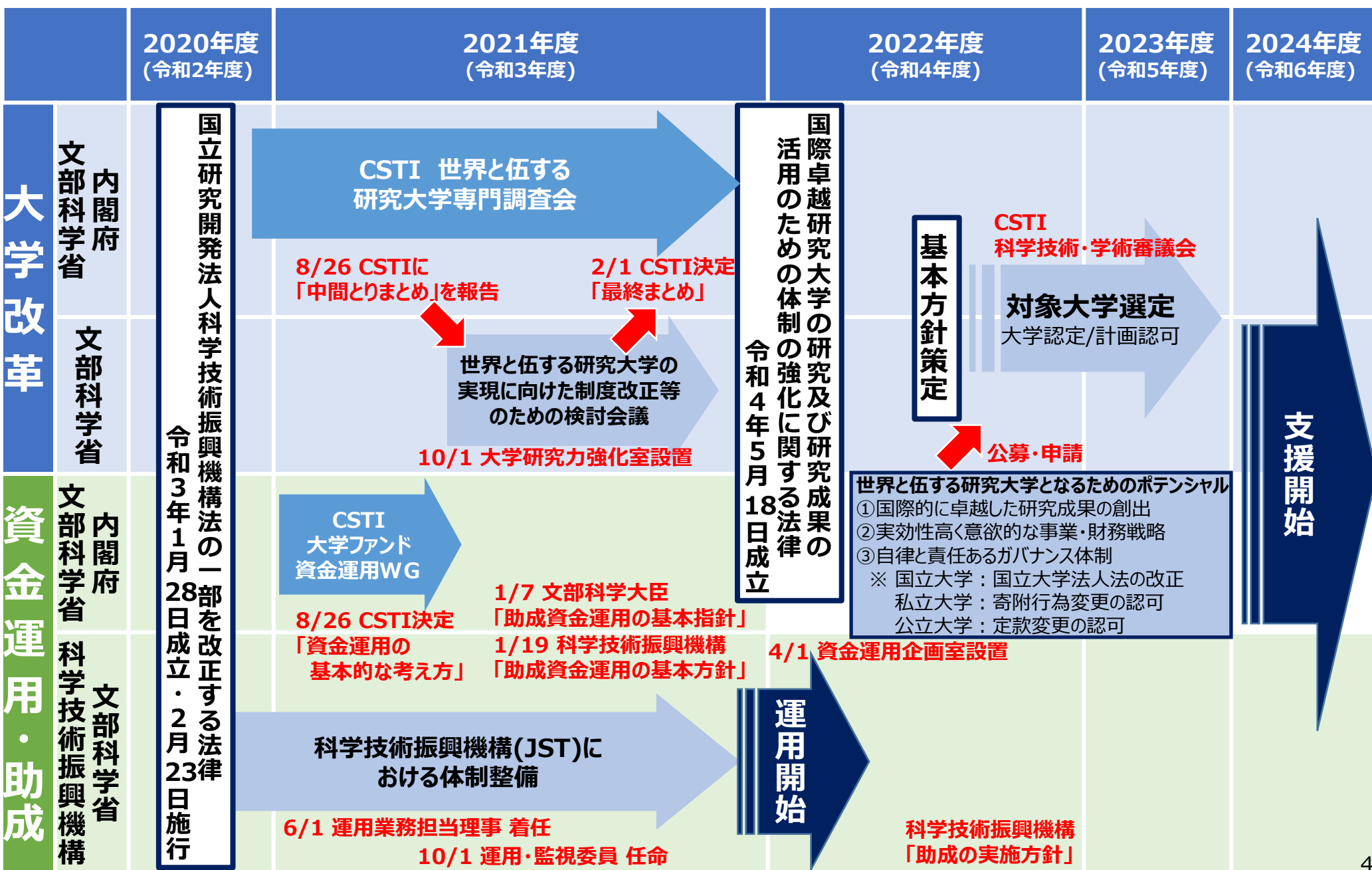
若いときから充実した海外経験の機会

海外や産業界で活躍する人材、起業する人材を多数輩出

分野を横断した教育課程など魅力的な博士課程



# 大学ファンド創設に関するこれまでの進捗と今後のスケジュール



# 大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

## 1. 基本的な考え方（1）基本方針の策定

### 1. 基本的な考え方

- 支援対象大学の選定に当たっては、世界に伍する研究大学の実現に向けて、しっかりとした**大学改革・事業成長のビジョンとコミットメント**を有し、それを**実行していくことができるだけのポテンシャル**を持つ大学であるかを審査過程で確認して選定。

（参考）「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」（令和4年2月1日総合科学・イノベーション会議決定）

2. （1）に記載した研究上の土壌（ポテンシャル）や、これらを如何に向上させていくかという実効性高く意欲的な事業・財務戦略を有することを認定の要件とすることが求められる。

（参考）「制度改革に向けた論点整理」（令和3年12月24日世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等のための検討会議）

世界と伍する研究大学となるためのポテンシャルを有する大学を、変革への意志（ビジョン）とコミットメントの提示に基づき、「国際卓越研究大学（仮称）」として国が認定する枠組みとして構築し、認定された大学に対して、大学ファンドからの助成を含め、総合的な支援を実施すべきである。

### （1）基本方針の策定

- 「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」の施行（公布日（令和4年5月25日）から6か月以内）を見据え、同法に基づく文部科学省令と併せて、**基本方針**を策定予定。

# 大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

## 1. 基本的な考え方（1）基本方針の策定

- 基本方針には、国際卓越研究大学制度の意義や目標、国際卓越研究大学の認定、国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可、科学技術振興機構(JST)による助成、科学技術・イノベーション政策との連携に関する基本的な事項など制度運用を行う上で指針となる事項を記載。

(参考)「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」(令和4年法律第51号)

(基本方針)

第三条 文部科学大臣は、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の意義及び目標に関する事項

二 次条第一項の国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学であることの認定に関する基本的な事項

三 第五条第一項に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化計画についての同項の認可に関する基本的な事項

四 第七条に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関し、機構が遵守すべき基本的な事項

五 科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に関する基本的な事項

六 その他国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する重要事項

3 基本方針は、科学技術・イノベーション基本法第十二条第一項に規定する科学技術・イノベーション基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

5 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、当該基本方針を公表しなければならない。

- 基本方針の策定については、「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」を踏まえつつ、科学技術・学術審議会における議論も重ねたうえで案を作成し、パブリック・コメントを実施することを予定。

(参考)「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案に対する附帯決議」

衆議院 文部科学委員会 (令和4年4月27日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 基本方針の策定における総合科学技術・イノベーション会議等の意見聴取に当たっては、多様な分野の研究者からの意見を十分に反映するとともに議事の内容を公表するなど、透明性を確保すること。(以下略)

※参議院 文教科学委員会 (令和4年5月17日) においても同趣旨の附帯決議。

# 大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

## 1. 基本的な考え方（2）公募の開始予定／（3）認定の申請主体

### （2）公募の開始予定

- 法律の施行及び基本方針等の策定後、**年内に国際卓越研究大学の公募を開始予定。**

（参考）末松信介文部科学大臣記者会見録（令和4年5月20日）

今国会に提出をいたしました「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案」が18日、2日前、参議院本会議において可決され成立をいたしました。今後、法律の成立を受けまして、令和6年度の支援開始に向けまして、国際卓越研究大学の認定、そして助成等に関する「基本方針」等の検討を進めまして、年内に大学の公募を開始をしたいと考えております、年内です。

- 公募の期間については、申請大学の準備期間を考慮し、数か月確保することを予定。
- 初回公募による支援対象大学の選定後、その結果や運用益の状況を踏まえ、第2回以降の公募を実施することを検討。

### （3）認定の申請主体

- 国際卓越研究大学の認定の申請は、**国公立大学の設置者**が行う。

（参考）「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」（令和4年法律第51号）

（国際卓越研究大学の認定）

第四条 大学の設置者は、申請により、当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれるものであることの文部科学大臣の認定を受けることができる。

（参考）「制度改正に向けた論点整理」概要（令和3年12月24日世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議）

世界最高水準の研究大学を形成するため、世界と伍する研究大学となるためのポテンシャルを有する大学を、変革への意志(ビジョン)とコミットメントの提示に基づき、「国際卓越研究大学(仮称)」として国が認定。国公立大学を対象とする新たな枠組みを構築し、認定された大学に対して、大学ファンドからの助成を含め、総合的な支援を実施。

# 大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

## 1. 基本的な考え方（4）選定のプロセス

### （4）選定のプロセス

- 支援対象大学の選定に当たっては、**これまでの実績や蓄積のみで判断するのではなく**、世界に伍する研究大学の実現に向けた**「変革」というビジョンとコミットメント**があるかどうかを見極めることが重要。
- このため、審査においては、**研究現場の視察や大学側との丁寧な対話**を通じて選定を実施。
- なお、制度の趣旨や大学の負担も考慮し、**大学の認定と計画の認可の審査プロセスを一体的に行う**方向で検討。

（参考）参議院 文教科学委員会 議事録（令和4年5月17日）

○政府参考人（池田貴城君）

国際卓越研究大学の認定等に当たりましては、申請大学が国際的に卓越した研究活動や経済社会にインパクトを与える研究成果の活用に関し高いポテンシャルを有していること、研究力の抜本的強化に向けた強い意志に基づき明確なビジョンを持っていることを確認する必要があります。

この審査に当たりましては、大学の持つポテンシャルや戦略が先ほど申し上げた国内外の大学等の動向に照らして世界と伍する研究大学の実現につながるものであるかどうか確認するため、国内外の動向について様々な知見を有する者の意見を聴くこととしております。

（参考）衆議院 文部科学委員会 議事録（令和4年4月22日）

○政府参考人（池田貴城君）

大学の認定、計画の認可に当たりましては、科学技術・学術審議会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴取することとしておりまして、国際卓越研究大学が先ほど述べたような役割を果たしていただけるよう、国内外の多様な専門的知見を有する有識者に御協力をいただきながら、大学との対話や議論を通じて、成長戦略をしっかりと見極めていく審査体制を整備していきたいと考えております。



# 大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

## 1. 基本的な考え方（5）審査の方法・体制

### （5）審査の方法・体制

- 文部科学大臣が国際卓越研究大学の認定及び研究等体制強化計画の認可等を行うに当たっては、大学の学術研究の特性や、大学運営に関する状況等に関し、国内の動向のみならず国際的な動向について様々な知見を有するなど、**科学技術・学術に関する高度な専門性を有する者に意見を聴く必要**。
- そのため、法律において、国際卓越研究大学の認定等に当たり、あらかじめ総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見聴取を行うこととされている。今後、両者が**適切に情報共有等の連携を行うことができる体制を構築**するとともに、アカデミアの特性も踏まえつつ、国際的な基準に基づき、高度かつ専門的な見識を踏まえられるよう、**外国人有識者も加えた審査体制を構築**する予定。

（参考）（改正後の）文部科学省設置法（平成11年法律第96号）

第七条

- 文部科学大臣は、大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を科学技術・学術審議会の委員に任命することができる。
- 前項の場合において、外国人である科学技術・学術審議会の委員は、科学技術・学術審議会の会務を総理し、科学技術・学術審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、科学技術・学術審議会の委員の総数の五分之一を超えてはならない。

# 大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

## 1. 基本的な考え方（6）支援対象大学の数

### （6）支援対象大学の数

- 国際卓越研究大学制度の趣旨を踏まえれば、**選定される大学は数校程度に限定**。
- 大学ファンドの運用の状況や大学ファンドによる支援に先駆ける形で実施している博士課程学生支援の継続性も考慮する必要。支援対象大学の選定にあたっては、大学ファンドの運用状況等を勘案し、**段階的に選定することを検討**。

（参考）「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」（令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議決定）

- ✓ 従来の大学支援策とは一線を画した異次元の大学支援策として、支援大学の研究開発基盤の抜本的強化を図る観点から、一校に対して数百億円規模の支援を行っていく必要があり、支援対象校数は数校程度とし、無制限に拡大することがないよう厳正に管理すること。支援対象大学の決定にあたっては、大学の研究環境の体制整備の状況や大学ファンドからのキャッシュアウト可能な支援規模の推移等を勘案し、段階的に増やしていく方法とすること。

（参考）参議院 文教科学委員会 議事録（令和4年5月17日）

○国務大臣（末松信介君）

世界における我が国のこの経済規模を踏まえ、我が国において数校程度の大学が世界と伍する研究大学となることが期待されているところでございます。現在、諸外国のトップレベルの研究大学では、ウン兆円という単位でのファンドから年間数百億から大きいところでは一千億規模にも及ぶ運用益を得まして、若手研究者の支援や研究基盤の構築に活用しているのに対し、我が国のトップレベルの研究大学は財政基盤の面では大きく後れを取っております。先生お詳しいと思いますが、ハーバードでも二千億ぐらいございますし、オックスフォードで、ここは大分落ちて百四十億ですけど、イエール大学は千四百億ということになっております。

このような資金力の差が我が国の大学の研究力が相対的に低下する一因となっていることから、諸外国のトップレベルの研究大学との資金格差を縮めるには、一校当たり年間数百億円規模の集中的支援を行うことが必要であるという認識に立ちました。

このように、世界に伍する研究大学と、ポテンシャル大学数校程度にしまして、一校数百億円で総額三千億円程度の集中的支援を行いまして、世界の主要大学との財政面での格差を速やかに解消したいという思いでございます。お答えを申し上げます。

いろいろな意見も私なりに聞いてまいりました。もちろん、先生の御意見もでございます。大学ファンドからの支援は、諸外国のトップレベルの研究大学と資金格差を縮めるため、一校に対して数百億円の集中的な支援を行うことから、確かに数校程度に限られる必要があると考えております。

（参考）「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」（令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議決定）

- ✓ 大学ファンドから博士課程学生への支援については、当面は200億円程度とし、全ての大学を自動的に対象とするのではなく、これらの人材育成のビジョンを明確にし、真に社会に貢献する人材を輩出することが確認された大学のみを対象とすること。

# 大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

## 2. 支援対象大学の要件等 (1) 総論

### 2. 支援対象大学の要件等

#### (1) 総論

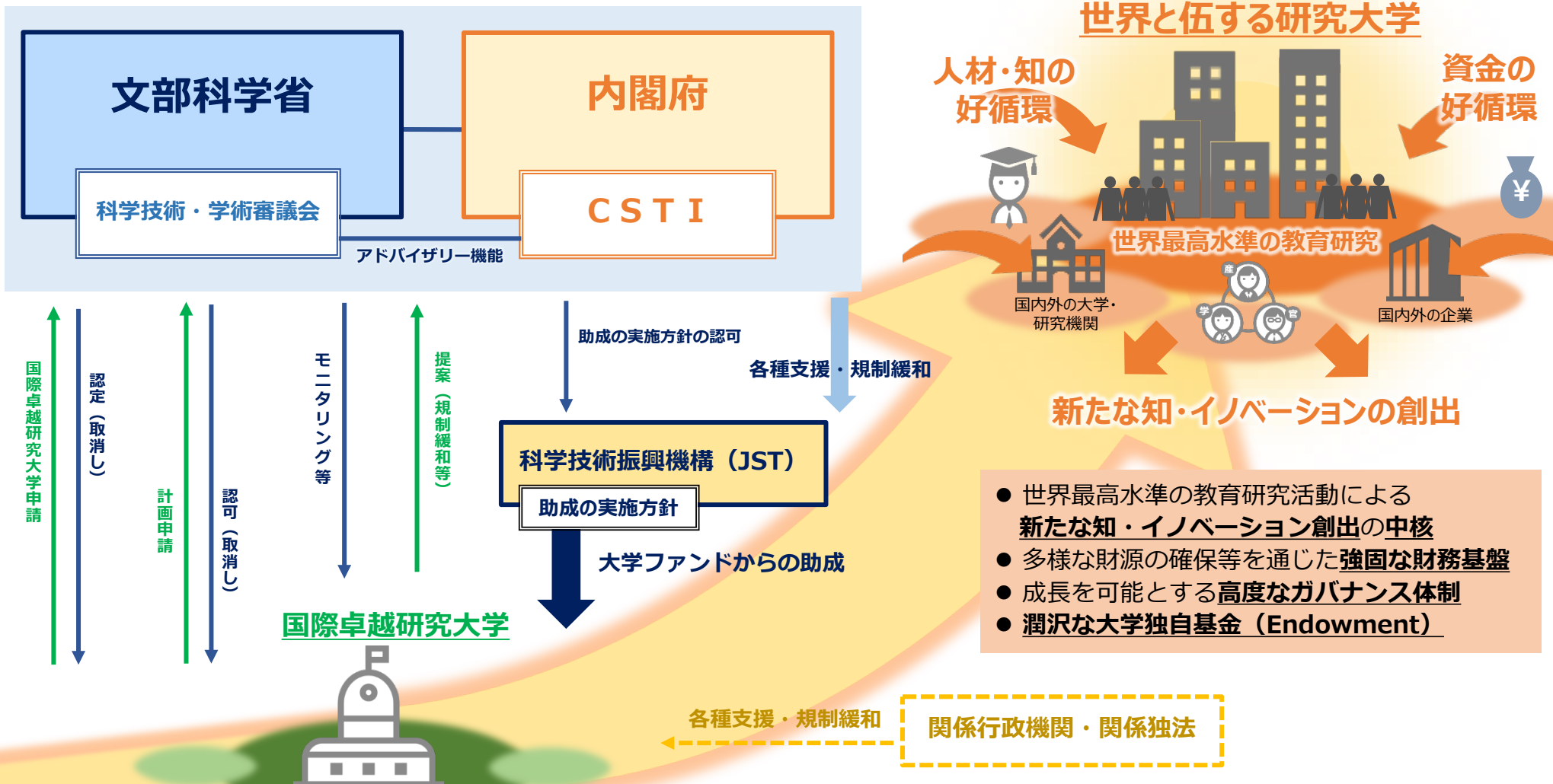
- 国際卓越研究大学の認定及び計画の認可の要件
  - ① 国際的に卓越した研究成果を創出できる**研究力**
  - ② 実効性が高く、意欲的な**事業・財務戦略**
  - ③ 自律と責任のある**ガバナンス体制**
- 各大学が**自らの強みを踏まえ、具体的な将来像を構想し、目標やその実現のための戦略を示すことが重要。**
- 各大学の作成する計画には、当該目標を達成するために行う具体的な取組、体制整備やスケジュールの記載を求めることとし、審査に当たっては、申請大学における**目標の適正性に加え、取組の有効性、計画の実現可能性等を審査**する方向で検討。
- なお、目標については、計画認可後、原則、公開することとし、**コミットメントの達成状況（結果）を客観的指標に基づいてモニタリング、確認**することを予定。

(参考)「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」(令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議決定)

- ✓ 世界と伍する研究大学には、成長視点での事業戦略・計画とともに、その着実な達成に向けて多様な財源を確保しその財源を最大限活かすことができる強固な財務戦略・計画を構築することが必要であり、CFOが中心となり、実行可能な戦略・計画を立案することが必要。その際、各学部・研究科等の成果目標(財政的目標だけでなく、どう社会に貢献していくかなどの目標)を明確にした上で、ある部門が収益をあげていないこと自体を問題視するのではなく、大学がそのミッションを実行する上で必要なセグメントには必要な予算を投資すべきという共通認識を持つことが重要。

(参考)「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」(令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議決定)

- ✓ 大学ファンドの支援対象となる世界と伍する研究大学には年3%程度の事業規模の成長を達成し、大学独自の基金の拡充を確実に行うことで、自律的財政基盤を強化し、新たな分野や若手への支援など次代を見据えたビジョンの具現化に向け、資金循環の形成と学内の資源配分を行うことができるガバナンスを持ち、進化し続けるダイナミズムを有することが求められる。



## ～世界と伍する研究大学となるためのポテンシャル～

- 国際的に卓越した **研究成果の創出 (研究力)**
- 実効性高く意欲的な **事業・財務戦略 (3%成長)**
- 自律と責任ある **ガバナンス体制 (合議体)**

## ～基本方針～

国際卓越研究大学制度の意義及び目標、認定等に関する基本的な事項  
JSTの助成の実施方針に関する基本的な事項  
科学技術・イノベーション政策との連携に関する基本的な事項

など

※制度の趣旨を踏まえれば、認定される大学は無制限に拡大するものではなく、数校程度に限定。

# 大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

## 2. 支援対象大学の要件等 (2) 国際卓越研究大学の認定に必要な要件

### (2) 国際卓越研究大学の認定に必要な要件

世界に伍する研究大学となるポテンシャルとして、支援開始までに以下の①～⑦のすべてについて基準を上回っていることを確認する必要。

- ①国際的に卓越した研究の実績(定量基準)
- ②経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績(定量基準)
- ③先端的、学際的又は総合的な研究の実施に係る教員組織及び研究環境等の研究体制(定性基準)
- ④民間事業者との連携協力体制等の研究成果活用の体制(定性基準)
- ⑤国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、社会の要請等を踏まえて研究及び研究成果の活用に必要な資金・人材の確保・配分並びに知的財産権の取得・活用を行う体制等の運営体制(定性基準)
- ⑥研究に関する業務の執行と管理運営に関する業務の執行との適切な役割分担等の業務執行体制(定性基準)
- ⑦国際的に卓越した研究及び経済社会に変化をもたらす研究成果活用の持続的な発展に必要な財政基盤(定量基準)

### 論点1 (ポテンシャルの確認について)

- ①、②、⑦の定量指標としては例えば以下の指標が考えられるが、他にも適切な候補があるか。
  - ①：総論文数、被引用数Top10%補正論文数の割合、②民間企業等からの研究資金等受入額、⑦：財源の多様化の割合
- ③～⑥の定性基準としては、どのような観点が考えられるか。

(例) ③：国際化に係る体制、若手・女性研究者の活躍に係る体制、研究インテグリティの確保体制 等  
④：全学的な産学連携の体制、スタートアップの支援体制 等  
⑤：多様な知見を生かした経営戦略の決定体制 等 ⑥プロボスト、CFO等の活用体制 等

# 大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

## 2. 支援対象大学の要件等（2）国際卓越研究大学の認定に必要な要件

（参考）「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」（令和4年法律第51号）

（国際卓越研究大学の認定）

### 第四条

- 3 文部科学大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る大学が次の各号のいずれにも該当していると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 国際的に卓越した研究の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。
  - 二 経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。
  - 三 先端的、学際的又は総合的な研究の実施に係る教員組織及び研究環境が整備されていることその他研究の体制が国際的に卓越した研究を展開するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。
  - 四 大学の研究成果の提供を受けて当該成果を実用化しようとする民間事業者との連携協力のための体制が確保されていることその他研究成果の活用の体制が研究成果の経済社会における活用を促進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。
  - 五 国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請その他の大学を取り巻く状況を踏まえて研究及び研究成果の活用に必要な資金及び人材の確保及び配分並びに知的財産権の取得及び活用を行う体制が構築されていることその他運営体制が研究及び研究成果の活用を計画的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。
  - 六 研究に関する業務の執行と管理運営に関する業務の執行との役割分担が適切に行われていることその他業務執行体制が研究及び研究成果の活用を組織的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。
  - 七 国際的に卓越した研究及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用を持続的に発展させるために必要な財政基盤として文部科学省令で定めるものを有していること。

# 大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

## 2. 支援対象大学の要件等（2）国際卓越研究大学の認定に必要な要件

法4条3項の項目	「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」の主な関連記載	参考
① 国際的に卓越した研究の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界トップクラスの研究者・学生が糾合する研究領域の創出・育成（World-class Critical Massの形成）</li> <li>新しい価値を生み出す研究分野間の対話や結合を可能とする卓越し且つ多様な学問分野の展開</li> </ul>	
② 経済社会に変化をもたらす研究成果活用の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果の社会実装が社会的価値の創出につながる</li> <li>カーボンニュートラル、DXといったグローバル課題解決への貢献</li> </ul>	
③ 先端的、学際的又は総合的な研究の実施に係る教員組織及び研究環境等の研究の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界的な研究者マーケットでのトップ研究者や国内外の優秀な博士課程学生の獲得や活躍促進とジェンダーギャップの是正を含むダイバーシティの担保</li> <li>分野を横断したカリキュラム・デザインに基づく博士課程プログラムの構築</li> <li>研究室の縦割りを越えて若手研究者が独立して活躍できる場の提供やモチベーションを喚起するアウトカムベースの業績評価の取組方法</li> <li>研究支援者の積極登用やマネジメント業務などのエフォートの戦略的分配などによる卓越した研究成果の創出に必要な研究時間の確保のための環境整備</li> <li>グローバルに活動を展開する大学を支える事務職員の採用や意識・資質の向上</li> <li>世界と伍する研究大学にふさわしい研究インテグリティの確保</li> </ul>	
④ 民間事業者との連携協力体制等の研究成果活用の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業界との組織対組織連携や産学連携収入の増加</li> <li>大学からのスタートアップ創出やエクイティ獲得</li> </ul>	
⑤ 国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、社会の要請等を踏まえて研究及び研究成果の活用に必要な資金・人材の確保・配分並びに知的財産権の取得・活用を行う体制等の運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>内外の叡知を結集してビジョンを明確化、可視化するとともに、そのビジョンによって社会からの支持・支援の好循環を形成し、大学の自律的な機能拡張につなげていくこと</li> <li>長期の成長戦略にコミットし、取組を加速するため、安定的・継続的な経営方針を維持することが可能な合議体（ガバニングボード）としての意思決定機関を持つこと</li> <li>合議体の構成員には、世界と伍する研究大学のミッション実現に向けて強い使命感と責任感を有するとともに、大学経営に関する能力を有する者が参画</li> </ul>	
⑥ 研究に関する業務の執行と管理運営に関する業務の執行との適切な役割分担等の業務執行体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>教学面において責任を有するプロボスト、事業財務運営に責任を有する事業財務担当役員（CFO）を設置し、世界と伍する研究大学のミッション実現に向けて、それぞれの者が存分に能力を発揮できる仕組みを整えること</li> </ul>	
⑦ 国際的に卓越した研究及び経済社会に変化をもたらす研究成果活用の持続的な発展に必要な財政基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>自律的財政基盤を強化</li> </ul>	

# 大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

## 2. 支援対象大学の要件等 (3) 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の記載事項

### (3) 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の記載事項

- ・ 研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標
- ・ 目標を達成するための事業の内容、実施方法及び実施時期
  - イ 国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実
  - ロ 優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動
  - ハ 国際的に卓越した能力を有する研究者及び研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者その他の文部科学省令で定める人材（二において「技術者等」という。）の確保
  - ニ 技術者等の育成に資する活動
  - ホ 研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実
- ・ 必要な資金の額及び調達方法 等

(参考)「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」(令和4年法律第51号)

(国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可等)

第五条 国際卓越研究大学の設置者は、当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする次項第二号イからホまでに掲げる事業の実施に関する計画（以下この条において「国際卓越研究大学研究等体制強化計画」という。）を作成し、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができる。

2 国際卓越研究大学研究等体制強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標
- 二 前号の目標を達成するために行う次に掲げる事業の内容、実施方法及び実施時期
  - イ 国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実
  - ロ 優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動
  - ハ 国際的に卓越した能力を有する研究者及び研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者その他の文部科学省令で定める人材（二において「技術者等」という。）の確保
  - ニ 技術者等の育成に資する活動
  - ホ 研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実
- 三 前号イからホまでに掲げる事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 四 その他文部科学省令で定める事項



# 大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

## 2. 支援対象大学の要件等（3）国際卓越研究大学研究等体制強化計画の記載事項

法5条2項の記載事項	「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」の主な関連記載	参考
① 研究等の体制の強化の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミットメント（例えば、「研究力」や「事業成長」に係る定量的なアウトカム指標の目標値など）の達成状況（結果）を客観的指標に基づいて確認することを主眼とする。</li> <li>・ 年3%程度の事業規模の成長を達成し、大学独自の基金の拡充を確実に行うことで、自律的財政基盤を強化。</li> </ul>	
② 目標を達成するために行う事業の内容、実施方法及び実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界の研究者マーケットからの優秀な研究者獲得に向けた、高額給与の提示を可能とする人事給与制度、柔軟な雇用制度、最先端の研究設備の整備、研究補助者の充実など研究者が研究に専念できる環境の整備、多様な分野間で優秀な研究者が自由闊達に議論し、知的刺激を高め合えることができる日常的な研究環境等の整備。</li> <li>・ 国内外の優秀な博士課程学生を一人の研究者として扱う世界標準にあわせた処遇の実施や、基本的な専門知識や先端課題認識力、問題解決力、分析力と強い表現力、プロジェクトマネジメント力などを伸ばしつつ、地球規模課題に取り組むなど、分野を横断したカリキュラム・デザインに基づく博士課程プログラムの開発。</li> <li>・ 優秀な若手研究者に対する研究室立ち上げに向けた支援や積極的なテニユアの付与、能力給に基づく高額な給与支給を可能とする雇用システムなどのインセンティブ設計。</li> <li>・ 若手研究者に対するグローバルな経験の積極的な付与、自大学からのインブリーディング抑制をはじめとした多様性・流動性の確保の推進などを通じた、世界の大学から競争による優秀な研究者を獲得できる環境の整備。</li> <li>・ 研究評価や学生からの評価に応じた資源配分、定期的なピアレビューとその結果による処遇への反映などモチベーションを喚起するアウトカムベースの業績評価の実施。</li> <li>・ URAや技術職員といった圧倒的に不足する専門職員や、学術プロセスを熟知した職員の積極的確保。人事、財務、テクノロジー、IRなどの分野における高い専門知識や経営マインドを有する専門家の大学経営人材としての積極的採用・活用とそのための新たな人事制度の構築。英語リテラシーの向上など事務局内のダイバーシティ対応を含む組織力強化の推進。</li> <li>・ 世界トップクラスの研究者・学生が糾合する研究領域の創出・育成（World-class Critical Massの形成）に向けた研究分野への集中的投資。</li> <li>・ 新しい価値を生み出す研究分野間の対話や結合を可能とする卓越し且つ多様な学問分野を確保するための幅広い研究投資。</li> <li>・ AI技術、バイオテクノロジーや量子技術などの国家的戦略重点分野や新興・融合分野、新たな萌芽的挑戦への研究投資の促進。</li> </ul>	
③ 必要な資金の額及びその調達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究上の土壌を豊かにし、大学の持続的成長を図りながら目指すべき大学像を実現するためには、大学固有の知的アセット（有形・無形の知的資産）を磨き上げ、社会との対話の中で知的アセットを適切に価値化していくことで、産学共創、大学発ベンチャー創出とエクイティ獲得、卒業生を含む関係者からの寄附、さらには大学独自基金の拡充などを通して、新しい資金の流れを生み出し続けていくことが重要である。</li> </ul>	
④ その他省令で定める事項		

## 2. 支援対象大学の要件等 (3) 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の記載事項

### 論点2 (目標の適正性の審査について)

- 本制度の趣旨を踏まえ、各大学が計画を作成する際に、①国際的に卓越した研究成果を創出できる**研究力**、②実効性が高く、意欲的な**事業・財務戦略**、③自律と責任のある**ガバナンス体制**のそれぞれについて、**世界トップレベルの研究大学のベンチマーキングを行うこととしてはどうか。**
- また、審査の際にも、ベンチマーキング対象の**海外大学の状況や取組に関する分析結果も参考にして、申請大学の計画を審査することとしてはどうか。** (審査の進展に応じて計画を具体化)

(例)

- ①国際的に卓越した研究成果の創出： 論文の量、質 等
- ②実効性高く意欲的な事業・財務戦略： 事業規模、大学独自基金 等
- ③自律と責任あるガバナンス体制： 経営戦略の策定・執行の体制、監査の体制 等

(参考) 衆議院 文教科学委員会 議事録 (令和4年4月27日)

○政府参考人 (池田貴城君)

世界と伍する研究大学は、世界最高水準の研究活動を通じて、国際的な頭脳循環のハブとなり、世界中から集まった優秀な人材が新たな学問分野を創出するなど、研究成果を次々と生み出すとともに、それらの人材、研究成果に基づき、地球規模の課題解決への貢献や、新たな産業、社会的価値の創出など、社会変革の駆動力となることが期待されます。

これらを実現するためには、新たな知のイノベーションを創出する研究環境、研究活動を支える多様な財源による強固な財務基盤、大学の成長戦略を実行するガバナンス体制の三点を兼ね備えることが重要ですが、各大学が、自らの強みを踏まえ、諸外国のトップレベルの研究大学と競い合える具体的な姿を構想し、その実現のための戦略を示していただくことが重要と考えております。

# 日本と海外の比較

第4回大学研究力強化委員会  
(5/30)配布資料

	関連データ	日本	海外
世界最高水準の研究環境 (待遇、研究設備、サポート体制等) で、世界トップクラスの人材が結集	注目度の高い論文数(Top10%補正論文数) ※2017-2019年(自然科学系、分数カウント法、平均)	3,787(10位)	中国：40,219(1位) 米国：37,124(2位) 英国：8,687(3位)
	大学教授の平均給与(2018年)	東京大学：1,197万円 京都大学：1,096万円 東北大学：1,067万円	ハーバード大学：2,592万円 スタンフォード大学：2,797万円 カリフォルニア大学バークレー校：2,196万円
	教員一人あたりの職員数 ※世界と伍する研究大学専門調査会より	東京大学：0.7人 京都大学：0.7人 東北大学：0.6人	ハーバード大学：2.8人 スタンフォード大学：1.6人 カリフォルニア大学バークレー校：2.2人
	女性研究者比率 ※総務省科学技術研究調査報告(令和3年)より	16.9%	英国：38.6% 米国：33.9% ドイツ：28.1%
	大学発ベンチャー企業設立数 ※経済産業省令和2年度産業技術調査 (大学発ベンチャー実態等調査)報告書より	244社 (2019年度)	米国：987社 (2019年度)
英語と日本語を共通言語として、 海外トップ大学と 日常的に連携している 世界標準の教育研究環境	大学院生における留学生の割合 ※大学ランキング(QS、2022年版)より	東京大学：24% 慶應大学：28% 早稲田大学：45%	ハーバード大学：30% ケンブリッジ大学：61% カリフォルニア大学バークレー校：28%
	外国人教員の割合 ※大学ランキング(QS、2022年版)より	東京大学：6.6% 慶應大学：7.1% 早稲田大学：13.9%	ハーバード大学：32.2% ケンブリッジ大学：51.7% カリフォルニア大学バークレー校：39.0%
授業料が免除され、 生活費の支給も受け、 思う存分、研究しながら、 博士号を取得可能	博士号取得者数(2018年度)	15,143人	米国：91,887人 中国：59,368人 ドイツ：27,838人
	博士課程学生への経済的支援 ※世界と伍する研究大学専門調査会より	博士課程学生一人あたりの 受給額(2018年度時点) 180万円以上：10.1% 60～180万円：10.9% 60万円未満：21.1% 受給なし：54.6%	米国の研究大学に所属する博士課程学生の 平均受給額：\$24,700(約270万円)

## 2. 支援対象大学の要件等 (4) 大学ファンドから国際卓越研究大学への支援の考え方

### (4) 大学ファンドから国際卓越研究大学への支援の考え方

- 国際卓越研究大学は、世界のトップレベル大学と同様に、大学の総合知を活用した**社会的価値創出や社会課題解決に資する研究基盤への投資**だけでなく、大学の持続的成長に向けて、新たな学問分野や若手研究者への投資など**直ちに社会的価値につながらない次世代の知の創出**にも取り組むことが求められており、**長期的な視野に立って支援**を行っていく必要。

(参考)「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」(令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議決定)

- ✓ 世界と伍する研究大学を目指す大学に対して、国は細切れではない思い切った支援を実施するとともに、過度な透明性を求めることで社会全体として短期的な成果主義に流されないよう、その活動を長期的に後押しすることが必要。そのため、大学ファンドからの支援についても、当該ファンドの目的に照らし、対象大学において財政基盤の自律化が果たされるまでの間、継続的・安定的に支援を行うことが必要。

- 大学ファンドからの毎年度の各大学への助成額は、大学の自律的な経営能力の向上や多様な財源確保を促す観点から、**運用益の範囲内で、外部資金の獲得実績等に応じて決定**する予定。なお、当該外部資金については、多様な財源確保を促す観点から、公的資金以外とする方向で検討。

(参考)「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」(令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議決定)

- ✓ ファンド対象大学当たりの支援規模(額)については、外部資金の獲得実績や大学ファンドへの拠出などに応じて決定し、多様な財源確保による自己資金の充実や研究活動及び若手研究者支援の持続可能性確保のための大学独自基金の成長を促すこととし、そのルールを明確化すること。

- 国際卓越研究大学は、欧米のトップレベル大学と同様に、大学の総合知を活用した**社会的価値創出や社会課題解決に資する研究基盤への投資**だけでなく、大学の持続的成長に向けて、新たな学問分野や若手研究者への投資など**直ちに社会的価値につながらない次世代の知の創出**にも取り組むことが求められており、**長期的な視野に立って支援**を行っていく必要がある
- 外部資金獲得額等とのマッチングにより、運用益の範囲内で、**各大学に対し数百億円規模の支援**を継続的に実施

## ファンドからの支援のイメージ (法第5条第2項関係)

- イ. **国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実**  
(例) 研究実証施設や研究センターの整備、共用機器やデータ連携基盤を含めた最先端の研究設備の戦略的整備・更新・維持
- ロ. **優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進**  
(例) 安定した若手ポストの確保、博士課程学生の支援、海外研鑽機会の提供
- ハ. **国際的に卓越した能力を有する研究者の確保、研究の支援**  
**または研究成果の活用のために必要な技術者(技術者等)の確保**  
(例) 世界トップの研究者の招聘・獲得、グローバル化を支える職員や研究マネジメント等の専門職人材の確保
- ニ. **技術者等の人材育成**  
(例) 研究マネジメント等の大学を支える専門職人材の研修
- ホ. **研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実**  
(例) 大学発スタートアップの創出拠点や産学共創拠点の形成

※ 上記はいずれもイメージであり、実際には大学から提出された計画に基づいて活用されることとなる

## (参考) 諸外国との教員給与比較

トップ大学では、**世界のトップ人材獲得**のために魅力的な給与、研究費、施設・設備等を提供。

○ 教員給与 (役員以外の教授)

	平均	最高額
スタンフォード大学	2,800万円	1~2億円
ハーバード大学	2,600万円	2~4億円
UCバークレー	2,200万円	6~7千万円
国立大学	1,100万円	3,000万円

※ 世界と伍する研究大学専門調査会 (第2回) 資料を基に作成。

# 大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

## 2. 支援対象大学の要件等 (4) 大学ファンドから国際卓越研究大学への支援の考え方

### 論点3 (大学ファンドにより実施される取組について)

- **大学ファンドによる支援については**、経営の自由裁量の下で、柔軟かつ適切に決定されることが必要だが、各大学における取組について、「**ファンドからの支援のイメージ (法第5条第2項関係)**」に挙げられている事例に加えるべき適切な取組があるか。

(参考)「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」(令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議決定)

✓ 大学ファンドによる支援金の使途については世界と伍する研究大学の経営の自由裁量の下で、柔軟かつ適切に決定されることが必要。

(参考)「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」(令和4年法律第51号)

(国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可等)

第五条

3 文部科学大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、その申請に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認可をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に資するものであること。

- なお、大学ファンドの運用益について、①支援バッファの積み立て、②国際卓越研究大学への支援、③博士課程学生支援、のそれぞれに対してどのように配分するのかについては、別途検討予定。

(参考)「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」(令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議決定)

✓ 大学ファンドから博士課程学生への支援については、当面は200億円程度とし、全ての大学を自動的に対象とするのではなく、これらの人材育成のビジョンを明確にし、真に社会に貢献する人材を輩出することが確認された大学のみを対象とすること。

(参考)「コロナ克服・新時代開拓のための総合経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)

✓ 大学ファンドの財務の健全性を確保しつつ、安定的・継続的な支援の仕組みを構築する。政府の会議体を通じて国の資金が政策目的に沿って適切に使われているか確認し、大学への支援額の決定等を行う。

(参考)「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」(令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議決定)

✓ 大学ファンドによる支援金の使途については世界と伍する研究大学の経営の自由裁量の下で、柔軟かつ適切に決定されることが必要。

# 大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

## 2. 支援対象大学の要件等 (5) 大学ファンドへの資金拠出

### (5) 大学ファンドへの資金拠出

- 卒業後も含めた大学の成長及び大学ファンドそのものを持続的なものとするため、以下の観点から、**支援対象大学から大学ファンドへ資金拠出を<sup>しょうよう</sup>奨励する（勧める）仕組み**を設ける予定。

- ①卒業時の払い戻しを通じた、将来的な自律的財務運営の実現に向けた大学独自基金の成長
- ②大学ファンドの原資、すなわち運用元本の増強への大学による協力

(参考)「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」(令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議決定)

②大学ファンドによる支援の基本的考え方

- ✓ ファンド対象大学当たりの支援規模(額)については、外部資金の獲得実績や大学ファンドへの拠出などに応じて決定し、多様な財源確保による自己資金の充実や研究活動及び若手研究者支援の持続可能性確保のための大学独自基金の成長を促すこととし、そのルールを明確化すること。
- ✓ 研究活動及び若手研究者支援の持続可能性確保のための将来的な自律的財務運営の実現に向け、大学独自基金を成長させることが必要であることを踏まえ、大学の独自基金の運用と大学ファンドへの拠出が相俟って大学独自基金を成長させる仕組みや、大学ファンドからの卒業時における大学独自基金への集約などについてのルールを明確にすること。

(参考) 大学ファンドについての議論の整理 (令和3年12月23日 財政制度等審議会財政投融资分科会 資料1-2)

(別紙)

5. 大学ファンドの自立、JSTによる資金の自己調達について

- ・大学から大学ファンドへの資金拠出にあたっては、大学に対して何等かのインセンティブを与えるべき。

(参考)「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)

本ファンドの支援に当たっては、参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金拠出<sup>26</sup>を奨励する仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長を図る。将来的には、政府出資などの資金から移行を図り、参画大学が自らの資金で大学固有基金の運用を行うことを目指す。

<sup>26</sup> 大学からの資金を払い戻す場合には、要件を満たした上で、大学ファンドの安定的な財務基盤を確保しつつ段階的に行う。

- 具体的には、基本方針及び大学の作成する研究等体制強化計画に関し、以下について別途検討。
  - ① 卒業後にも、大学ファンドからの助成金で成り立つ事業規模に近いものを維持する方策 (**大学独自基金の目標額と造成計画**)
  - ② 国立大学寄託金との関係、助成金の活用可能性の整理も含めた、**大学から大学ファンドへの資金拠出の方法及び支援額の決定方法を含めたインセンティブの設定**

# (参考) 米国における大学独自基金と大学ランキングとの関係

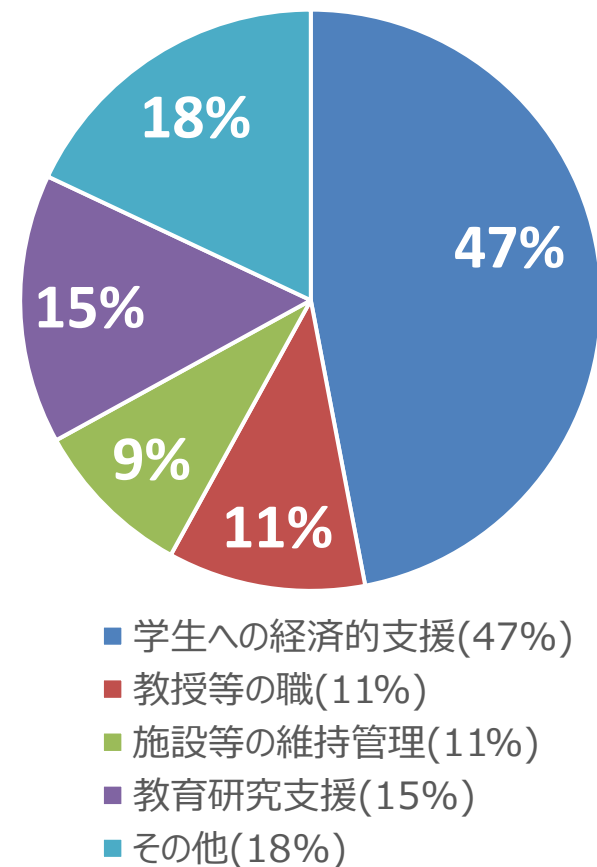
- 大学の財政力と教育研究機関の質は直接的に関係しないものの、大学独自基金(Endowment)トップ10の大学は、U.S. News\*の大学ランキングでも上位を占めており、強い相関を示している。
  - 大学独自基金の規模が大きい大学は、その財政的余力を豊かな教育研究環境づくりに活用(全米平均では、大学独自基金の運用益から約4.5%を支出)。大学独自基金は、事業運営の独立性や財政面の安定性の向上に貢献。
- ※アメリカのU.S. News誌は、毎年、大学ランキングを発表。米国国内で用いられる大学ランキングとして最も一般的と言われている。

## ① 大学独自基金トップ10と大学ランキング

大学名	大学独自基金	U.S. News 大学ランキング
ハーバード大学	419億ドル	同率 2位
イェール大学	311億ドル	5位
スタンフォード大学	289億ドル	同率 6位
プリンストン大学	259億ドル	1位
マサチューセッツ工科大学	184億ドル	同率 2位
ペンシルバニア大学	149億ドル	8位
テキサスA&M大学(州立)	127億ドル	同率 68位
ノートルダム大学	123億ドル	19位
ミシガン大学(州立)	123億ドル	同率 23位
コロンビア大学	113億ドル	同率 2位

※2020会計年度終了時

## ② 大学独自基金の使途





# 大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

## 2. 支援対象大学の要件等（6）支援期間・モニタリング・評価等

### （6）支援期間・モニタリング・評価等

- 大学ファンドの支援は、制度の目的に照らし、対象大学において財政基盤の自律化が果たされるまでの間、**継続的・安定的に支援を行うことが必要**。具体的な支援期間については、例えば、世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)のように、原則10年間、特に優れた成果をあげている拠点については延長も可能といった事業があったことも踏まえれば、少なくともこれらの**既存の事業より長い期間が必要**ではないか。
- 他方、厳格な結果責任を求めることで自律化を促し、大学ファンドから卒業させる仕組みを内在させることとする。同様に、大学ファンドによる支援の打ち切りは、短期的な大学の活動内容のプロセスを問うのではなく、支援を受けるに当たって求めたコミットメントが一定期間連続して達成されない場合など、**長期的な観点から結果責任を問う形**にすることを予定。

（参考）参議院 文教科学委員会 議事録（令和4年5月17日）

○政府参考人（池田貴城君）

具体的に何年ということは、今後、これからルールの詳細については関係府省とも協議して決めてまいります。これまで、例えば長いものでWPIがございました。これは原則10年で成果が上がっている場合は15年、5年延長が可能ですので、少なくともこういった既存の事業よりは長い期間が想定されるかと思いません。

（参考）「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」（令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議決定）

- ✓ 世界と伍する研究大学を目指す大学に対して、国は細切れではない思い切った支援を実施するとともに、過度な透明性を求めることで社会全体として短期的な成果主義に流されないよう、その活動を長期的に後押しすることが必要。そのため、大学ファンドからの支援についても、当該ファンドの目的に照らし、対象大学において財政基盤の自律化が果たされるまでの間、継続的・安定的に支援を行うことが必要。一方、厳格な結果責任を求めることで自律化を促し、大学ファンドから卒業させる仕組みを内在させること。
- ✓ 大学ファンドによる支援の打ち切りは、短期的な大学の活動内容のプロセスを問うのではなく、支援を受けるに当たって求めたコミットメントが一定期間連続して達成されない場合など、長期的な観点から結果責任を問う形にすること。

# 大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

## 2. 支援対象大学の要件等（6）支援期間・モニタリング・評価等

- 国によるモニタリング・評価については、高い自律性と厳しい結果責任を求める観点から、各大学が設定した国際的なベンチマークを踏まえ、事業成長及び研究力等の大学が提示するビジョンに係るコミットメントの達成状況を、**客観的な指標に基づいて実施**。
- モニタリング結果に基づいて、必要に応じて助言等を行いつつ、**一定の周期で進捗状況を評価**することとしてはどうか。この周期については、国際卓越研究大学のミッションを踏まえれば、短期的な周期とすることは適切ではなく、事業計画に記載する期間や既存の各種制度との関係を踏まえ、検討する必要があるのではないか。
- また、評価結果を踏まえた各大学への助成額の取扱いについても検討が必要ではないか。
- なお、モニタリング・評価にあたっては、大学にとって過度な負担にならないよう、十分に留意する必要。

### 論点4（支援期間及びモニタリング・評価等について）

- 具体的な支援期間として、**どの程度の期間を設定すればよいか**。また、**モニタリング・評価を行う頻度や内容をどうするべきか**。

（参考）「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」（令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議決定）

- ✓ 国によるモニタリング・評価については、世界と伍する研究大学のミッションに基づき、高い自律性と厳しい結果責任を求めるべく、国際的なベンチマークを踏まえ、事業成長及び研究力等の大学が提示するビジョンに係るコミットメントの達成状況を、客観的な指標に基づいて行うこと。
- ✓ 大学ファンドによる支援の打ち切りは、短期的な大学の活動内容のプロセスを問うのではなく、支援を受けるに当たって求めたコミットメントが一定期間連続して達成されない場合など、長期的な観点から結果責任を問う形にすること。

（参考）参議院 文教科学委員会 議事録（令和4年5月17日）

○政府参考人（池田貴城君）

先ほど申し上げたような観点からの評価でございますので、文部科学省において科学技術や学術の振興に関する調査審議を行う役割を担う科学技術・学術審議会と、内閣府において府省を横断してより幅広い視点から科学技術の総合的な振興及びイノベーションの創出の促進に関する調査審議を行う役割を担う総合科学技術・イノベーション会議、CSTIの意見を聴いた上で文部科学大臣が決定することとしております。